

京都府「宇治茶」新条例(仮称)の中間案にお寄せいただいた
皆様の御意見等と府議会の考え方について

●意見募集期間

平成30年12月20日(木)から平成31年1月21日(月)まで

●意見の件数

25件 (意見提出者数は15(9個人・6団体))

〔意見の概要〕

- ・ 条例に対する全般的な御意見
- ・ 条例名に対する御意見
- ・ 各条項に対する御意見
- ・ その他の御意見等

●お寄せいただいた皆様の御意見等と御意見等に対する府議会の考え方

- この度は、京都府議会が条例制定を検討しております「京都府「宇治茶」新条例(仮称)」の中間案について御意見・御提案等をお寄せいただきありがとうございます。
お寄せいただいた皆様の御意見等とそれぞれの御意見等に対する府議会の考え方について、以下の表のとおりまとめましたので、御理解いただきますようお願いいたします。
(御意見等の内容は、要旨として一部要約しております。御容赦・御了承願います。)
- なお、京都府に対する具体的な施策の御提案や御要望などを多数いただいておりますが、この「宇治茶」新条例は、理念・行動指針型の条例として、宇治茶の伝統と文化の継承等を図るための宇治茶の普及促進策等の「基本」となる事項(役割や責務)を定めるものですので、京都府としての「具体的な取組」は、条例制定後に、知事などの府の執行機関において、内容を検討し、決定し、実施していくこととなります。
- そのため、以下の府議会の考え方では、具体的な施策等の御提案等をいただいたものについては、その実現化の可否、是非等には触れておりませんが、この条例が可決・成立の上は、知事などの府の執行機関の取組について、しっかりと府議会として監視・点検するとともに、必要な提言・提案に努めてまいります。

	御意見等の要旨	府議会の考え方
条例に対する全般的な御意見		
1	<p>大変すばらしい取組だと感じた。 宇治茶のことを生活の中に取り込みその文化を知りそして宇治茶に親しむことは、宇治茶にとどまることなく広く日本茶文化及び日本の文化のさらなる発展に貢献する旨が条例制定における基本的な考え方に記されているが、まさにその通りだと感じる。 日本茶文化の中心に位置する京都の活動は宇治茶のみならず日本の様々な茶産地にも貢献するはず。 条例の文章の中にも是非そういった気持ちが感じられるようご配慮願えればと思う。</p>	<p>御賛同いただきありがとうございます。 この条例では、条例制定の趣旨、目的、基本原則を強く皆様に訴えることが重要と考え、条例の一部として前文を置くこととしております。 その中で、日本茶や日本文化の更なる発展に寄与するという思いを伝えたいと考えております。</p>
2	<p>この条例の制定により、積極的な宇治茶振興につながることを期待する。</p>	<p>この条例の制定後は、知事による取組がしっかりと推進されるよう、府議会としても監視・点検するとともに、必要な提言・提案に努めてまいります。</p>
3	<p>鎌倉時代に栄西禅師が「喫茶養生記」を著し、茶の栽培法や効用を説いている。元来、お茶は健康面に深くつながっているといえ、茶の持つ機能性も明らかになってきている。 このような歴史的な背景や機能性を踏まえ、「お茶と健康面」を強く条例の中で書き込むことができればと思う。</p>	<p>「食」についての正しい知識に基づく、具体的な健康増進につながる食育の推進が益々求められている中、御提案いただいたように、お茶に含まれる成分の機能性を踏まえた正しい知識を普及することで、宇治茶の普及の促進等をいっそう図るという取組は、大変重要であると考えております。 食品の健康増進に関する表示に関しまして、様々な法令上の決まりがある中で、お茶の特定の機能を前提とした内容を、直接、この条例に定めることは、法制上の観点から、なじまないと考えますが、「心豊かで健康的な生活習慣として宇治茶が愛飲されることに資すること」を府の施策推進上の配慮義務として府の責務に位置付けることで、知事などの府の執行機関による具体的取組の検討の中で、御提案の趣旨にも配慮いただけるものと考えております。</p>
4	<p>「宇治茶」生産工程としては、大きく分けて「荒茶生産」と荒茶を用いて行う「仕上げ茶」がある。 「宇治茶」を今後も持続的に継続するためには、その基礎となる「荒茶」生産を確保することが必要不可欠である。 そのため、条例の中に宇治茶(荒茶)の生産確保(茶農家がしっかり、安心して生産できる)の支援をこの条例の中で書き込むことを検討してほしい。</p>	<p>この条例では、宇治茶(荒茶)の生産農者と加工・流通業者を合わせて「茶業者」としてありますが、宇治茶の伝統と文化の継承等を図るためには、ともに事業振興が図られ、ともに更に発展する必要があると考えており、そのような趣旨から、「茶業の振興と更なる発展」をこの条例の目的の一つに位置付けて、規定することとしております。 御要望の内容は、この条例の文言としては直接的には記載しておりませんが、それは、平成23年に制定された「お茶の振興に関する法律」の第4条におきまして、生産者の経営の安定を図るための必要な施策の実施が国と府(自治体)の責務として、既に法的に位置付けられているためです。 なお、この条例で定める府の責務においては、直接的な記載ではありませんが、こうした法律上の府の責務の内容も包含される規定を一般的責務として規定するとともに、前文においても「お茶の振興に関する法律」の趣旨を踏まえることを明記するよういたします。</p>

	御意見等の要旨	府議会の考え方
	<p>目的で「宇治茶の伝統と文化の継承等を図るため」となっているが、宇治茶の普及の促進、茶業の振興に関する施策の実施が府の責務になるのがわからない。</p> <p>5 宇治茶の生産にかかわる人手による技能継承(褒賞を受けているなど一定の水準以上)、茶業研究のためというのなら能力開発の一貫として行政が関与するのも分かるが、販売促進等商売に関することについては、行政が人手や税金を投入してまでする必要はないと思う。</p>	<p>平成23年に「お茶の振興に関する法律」が国会において制定され、国及び自治体に対し、茶業の振興に関する施策に係る責務・役割が定められたところ、本府においても、既に具体的な施策が、知事が同法に基づき策定した「京都府茶業振興計画」に従って推進されているところです。</p> <p>府議会としても、茶業とお茶文化の振興に対しては、行政が必要な役割を果たしていく必要があると考え、この条例では、法に定めのない府民の皆様や茶業者等の皆様の役割を定めるとともに、知事など府の執行機関が施策を推進する上で配慮いただきたい「理念・指針」を府の責務として新たに定めることとしたものです。</p> <p>その上で、御指摘のとおり、個別施策への「行政の人手や税金の投入」の必要性については、知事など府の執行機関が府民の皆様に説明責任を果たす必要があると考えておりますので、府議会としても、しっかりと点検・監視を行うこととしたいと考えております。</p>
<p>条例名に対する御意見</p>		
6	<p>条例名については、「宇治茶」というと地域を限定しておいのように感じるので、和束町など、他の産地のことも考慮して、「『お茶の京都』推進条例」や「京都のお茶の普及・促進に関する条例」など、一般的名称の方がよいと思う。</p>	<p>宇治は確かに地域の名称ですが、「宇治茶」の普及促進が府内全体の茶業の価値を高めるものであると考えておりますので、「宇治茶」を含む条例名とすることとしております。</p>
7	<p>新条例案の名称を『おいしい宇治茶の普及』条例とするのはどうか。</p>	<p>御提案ありがとうございます。</p> <p>御提案の条例名も含めまして、議会内でさらに検討した結果、条例名は「京都府宇治茶普及促進条例」とすることといたしました。</p>
<p>各条項に対する御意見</p>		
<p><前文・目的について></p>		
8	<p>世界的な視野も含めた内容とする必要がある。京都が世界の文化都市であることも意識し、世界に貢献する宇治茶として位置付ける必要がある。</p> <p>8 ついては、条例の目的の一つとしての「心豊かで健康的な府民生活の実現」については、「府民生活」だけではなく、世界的視野に立った「地球社会」を対象とすることを明記してはどうか。</p>	<p>府議会としても、京都府で今回制定するこの条例が、宇治茶の世界への普及に、また、世界の人々の心を宇治茶で潤すことに貢献できればと考えております。</p> <p>その上で、この条例は、府条例として制定する性質上、法的な効力の及ぶ範囲が府内に限られることから、条例の目的規定は、一義的かつ直接の条例の対象となる府民や(府内の)茶業等に対するものとして定めることが、法制上、一般的な取扱いとなっておりまして、御指摘の趣旨は、府の責務規定に入れることで対応したいと考えております(13を参照)。</p>
9	<p>前文においては「京都でお茶の栽培が始められたといわれます鎌倉時代以降、室町時代には「覆い下栽培」による抹茶の生産が(～中略～)始められるなど」とあるが、現在のところ、覆い下栽培の発祥時期について、歴史資料の中で初めて登場するのは、安土・桃山時代に記載されたジョアン・ロドリゲスの『日本教会史』であり、歴史史料上、室町時代の発祥が確認されていない。</p> <p>9 発祥時期を記載する場合には、「京都でお茶の栽培が始められたといわれます鎌倉時代以降、室町時代から安土・桃山時代までには「覆い下栽培」による抹茶の生産が(～中略～)始められる」とするなど、安土・桃山時代を含む表現とする方が「より正確ではないか」と考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、前文において、表現を工夫したいと考えます。</p>

	御意見等の要旨	府議会の考え方
＜府民・茶業者等の役割について＞		
10	府民の役割に、「自ら急須で淹れ、嗜むこと、宇治茶と合せて京料理、京菓子でもてなすこと」を入れてはどうか。 また、茶業者等の役割に、「宇治茶ブランドを維持するため、宇治茶の品質を高く保ち」を入れてはどうか。	この条例は、宇治茶の伝統と文化の継承等を図るための宇治茶の普及促進・茶業等振興の施策を推進するためのものですので、具体的な行動を、直接に、法規範として条例に定めることは、法制上の観点から、なじまないと考えております(そのため、府民の役割・茶業者等の役割は、「自主性に基づき」「自主的」「協力」といった任意的な文言を含む努力義務規定としております。)
11	いずれも文末が「努めるものとします」なので、強く心配はしていないが、本条例の具体的運用において、府民と茶業者が何かを強いられる性質でない必要がある。 茶業は、本来、行政に管理や優遇されることになじまない業界なので、本条例をもって、行政が民業に必要以上に関わるとすれば、それには反対する。	ただし、府民の皆様や茶業者その他の関係者の皆様に御理解や御協力を求める中で、それぞれが求められる役割を御認識いただき、さらに具体的な行動や取組(御提案のあった急須でお茶を入れる、宇治茶ブランドを維持するために品質を高める等を含む。)につなげていただけるように施策を推進することは、この条例の運用において、大変重要であると考えております。
12	府民の役割について、「宇治茶の伝統と文化等に関する関心」とあるが、「関する関心」は重複しているように思われるので)「・・文化等への関心」又は「・・文化等に対する関心」としてはどうか。	表記の語感に関する御指摘ですが、「・・に関する関心」は、「・・に対する関心」と同様の意味の用法として、法律・府の条例ともに、使用例が多くあり、差し支えないと考えております。
＜府の責務について＞		
13	(8と同様)世界的な視野も含めた内容とする必要がある。京都が世界の文化都市であることも意識し、世界に貢献する宇治茶として位置付ける必要がある。 については、府の施策推進上の配慮事項を定める府の責務規定について、「宇治茶に親しみ、宇治茶の伝統と文化等に触れることができる機会が、多様な場所や様々な場面において、府民、観光旅行者その他の者に広く提供されることにより、」の後半部を「府民、観光旅行者をはじめ世界の人々広く提供されることにより」としてはどうか。	府議会としても、宇治茶に親しみ、宇治茶の伝統と文化等に触れることができる機会が、府内のみならず、国内はもとより、海外にも広く提供されるように施策の推進が図られるようにすることは、大変重要であると考えておりますので、府の責務において、御指摘の趣旨を入れることとしたいと考えます。 ただし、宇治茶条例の議員提案の検討は、府内での宇治茶の提供が十分ではないのではないかと問題意識に基づいて進めてきたものであり、表現については、工夫したいと考えます。
14	府の責務として、「府の主催する会議等では、ペットボトルではなく、できる限り本来の宇治茶を味わえるよう工夫する」と入れてはどうか。	京都府が率先して、宇治茶の普及の促進等を図る取組を行うことは重要であると考えます。 府議会においても、平成30年12月定例会本会議から「おいしい水出しの宇治茶」を議長席と演台に用意するなど、条例の制定に先立ち、宇治茶の普及の促進等を図る取組に着手したところです。 このような取組が知事など府の執行機関においても積極的に取り組まれることを期待するものですが、具体的な施策の内容を、直接に、法規範として条例に定めることは、法制上の観点から、なじまないと考えております。
15	府の施策推進上の配慮事項を定める府の責務規定について、「(前略)京都のお茶が愛飲されることに資する」は、「宇治茶が愛飲されることに資する」とすること。	そのように修正いたします。
16	府の責務について、「・・ことができる機会が、・・広く提供されることにより、・・愛飲されることに資する」と、「こと」という表記が連続して続くので修正されたい。	同一語句の連続に関する御指摘ですが、法制執務上、問題がないと考えております。

	御意見等の要旨	府議会の考え方
その他の御意見等		
17	<p>宇治茶を応援したいと考える人や企業は世界中に点在していると考えられるので、将来にわたって、宇治茶を支える民間資金を主体とするような「宇治茶基金」のようなものを設置することまで踏み込んだ記載ができないか。</p> <p>お金を集めるという点では、例えば、個人や企業からの寄付、行政などからの補助金などが想定され、活用面では、府民や企業参加の荒廃茶園整備、宇治茶生産の後継者を旨す若者への奨学金制度(お茶を栽培して収入を得るまでに時間がかかるので、それまで奨学金で支援)、関係者とともに行う国内外での消費拡大プロモーション、小中学校の水道蛇口から宇治茶が出てくる給茶設備の設置(お茶育)、健康長寿や癌・認知症等の研究助成など、宇治茶ならではの取組をみんなでも応援するなど、可能性は多々あると考える。</p> <p>良質な宇治茶の提供を有料にできるとよいが、そうならなくても宇治茶に対して、観光客が心持の寄付(店によっては定額や定率を寄付と明記して徴収)を行い、料理飲食業組合などを通じて寄付金を、この条例で設置する宇治茶基金で受けるなど、そうしたことを想定し、「(宇治茶)基金を設置できる」という文言を入れることができないか。</p> <p>基金設置の具体化は、条例制定後に検討委員会などを設置し、府民意見を聞くなどして考えればよいと思われる。</p>	<p>御提案のことについては、この条例が目指す「オール京都府」による宇治茶の普及の促進等に係る施策の推進を、資金面から担保するための具体案の一つと考えられます。</p> <p>基金の設置は、地方自治法上、条例で定めるところとされているところではありますが、宇治茶条例に基づいた、資金面も含めた具体的な取組の検討は、条例制定後に、知事などの府の執行機関において、行われることとなっており、また、基金の設置の必要性が、事業の財源のあり方をはじめとする予算に密接に関係すること等も踏まえ、まずは、府の執行機関である知事において、必要性の検討が行われる必要があるのではないかと考えます。</p>
18	<p>「宇治茶」の持続的な発展のためには、担い手の確保、消費拡大等に取り組むことが必要である。</p> <p>そのためには、継続的な財政支援が不可欠といえるから、例えば、「基金」等を創設し、息の長い支援対策を検討してほしい。</p>	
19	<p>茶業会議所の宇治茶の定義は、「歴史・文化・地理・気象等総合的な見地に鑑み、宇治茶として、ともに発展してきた当該産地である京都・奈良・滋賀・三重の四府県産茶で、京都府内業者が府内で仕上げ加工したものである。ただし、京都府産を優先するものとする。」とされているが、宇治茶の地域団体商標では、「京都府・奈良県・滋賀県・三重県の4府県産茶を京都府内業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上げ加工した緑茶」となっている。</p> <p>この「宇治地域に由来する製法により」の箇所は重要な定義部分であると考えているので、新条例の前提として、常時記載しておくようお願いする。</p>	<p>宇治茶の定義については、関係者における協議が十分に行われる中で、現在の茶業会議所における定義や、地域団体商標の登録につながったものと認識しており、両者における「宇治茶」の定義が、この条例の前提となるものであると認識しております。</p>
20	<p>消費者は、今日現時点で、「宇治茶＝京都のもの」と認識している人が多いので、本来あるべき姿にするなら今かもと考えるが、宇治茶の味に、奈良や三重で育まれた味が不可欠となっているのなら変えない方がよいと思う。京都府内の味だけで、変わらぬ味が作れるならという考え(提案)である。</p>	

	御意見等の要旨	府議会の考え方
21	(観光への)MICE(マイス)の活用にあたっては、「宇治茶で接待」という条例を策定する。	誘致した国際会議の場を活用して、宇治茶の普及の促進等を図る取組が行われることは、重要であると考えますが、具体的な施策の内容を、直接に、法規範として条例に定めることは、法制上の観点から、なじまないと考えております。 この条例の制定後は、知事など府の執行機関による取組がしっかりと推進されるよう、府議会としても監視・点検するとともに、必要な提言・提案に努めてまいります。
22	人と人とが繋がる環境作りのため、お茶の文化的価値、歴史と現代の福祉や訪日インバウンド等、多種多様な世界の間に関与するよう施策を期待する。 ついては、宇治茶の告知宣伝及び環境作りを以下のような施策を通して進めてはどうか。 ・Instagramを活用して宇治茶の魅力を海外に向けて発信し、宣伝だけでなくお茶関係の仕事への就職や日本定住を推進する。 ・茶道には自律神経を整える効果があると考え、京都府の職員に茶道の稽古を義務付け、府民にも様々な企画を通して親しんでもらう。 ・府民との繋がりを強化するという観点から、1人暮らしのお年寄りなどを訪問し、宇治茶を提供する。また、食中毒、災害等で人や産地などが被害を受けた際には、Instagramの活用と連携して募金活動を行う。	京都府の「具体的な取組」についての御提案をありがとうございます。
23	ホテル、旅館またレストランなど、宇治茶を使用している事業所(店)に対し、会議所などから「京都府産宇治茶使用認定書(仮)」を発行し、報道などの話題作りとともに、料理人や経営者が料理同様にお茶に対してもレベルアップを図り、宇治茶に対する認知度を高め、ほっこりとしたおもてなしができるようにしてはどうか。 また、過去、女性は結婚前には茶道・華道等を習い、教養を高めていた事から、茶道や華道などいくつかの検定合格を基準とし、「京都作法美人認定書(仮)」を発行することで、お茶に対しての知識や興味を持ってもらい、宇治茶から日本の心を広げる取組はどうか。	この条例の制定後、知事などの府の執行機関において、具体的な施策が検討され、決定・実施されることとなります。 府議会としても、知事などの府の執行機関の取組について、しっかりと監視・点検するとともに、必要な提言・提案に努めてまいります。
24	今回、京都府で新しく宇治茶の条例を制定するとのことで、私も京都府民の一人として良いことだと思っている。 宇治茶の振興には、茶道の普及が一番適していると考えるので、茶道の家元等に、教室の支援や府職員へ習い事として茶道の推進、粗悪な茶の普及の防止などの協力を行ってはどうか。 将来にわたり宇治茶がおいしいお茶として府民、国民に愛飲されることを今回の新条例に期待する。	

	御意見等の要旨	府議会の考え方
25	<p>禅宗における飲茶の作法に「茶礼(されい)」というものが、会議や行事に集まった全員が、その場で、一斉に低頭して茶を飲むことで、これから始まるものごとによりその場の全員が真摯に取り組む意思を再確認し、また、全員で成し遂げる意思を持つという意味がある。主義主張は異なれど、議員全員が、民衆の幸せのために政治を行うことを意識して行う象徴として、議会で「茶礼」を始めていただくのはどうか。</p>	<p>京都府議会では、所属会派にかかわらず、全議員で構成する「宇治茶振興京都府議会議員連盟」を結成しており、府議会議員が一体となって、宇治茶の振興に取り組んでおります。</p> <p>いただいた御意見も参考としながら、更なる活動の推進に努めてまいりたいと考えております。</p>

～多数の御意見等をお寄せいただきありがとうございました。～